

取引適正化に向けた協会の取組と今後の対応

■取引適正化に向けた取組

令和 8 年 1 月 1 日、中小事業者の利益保護と取引適正化の更なる強化を目的とした「製造委託等に係る中小事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下、取適法）」が施行されました。令和 7 年度には一部サッシメーカーが下請法違反として勧告を受けた事案が確認されたことを踏まえ、経済産業省からも当協会に対し、業界を挙げた取適法遵守体制の構築と具体的な行動への強い要請をいただいております。

当協会はこれまで、一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会（以下、建産協）の会員として下請法遵守に取り組んでまいりました。今般の要請を受け、建産協との足並みを揃えつつ、サッシ業界の実情に即した独自の活動を開始いたします。

自主行動計画の策定については建産協が作成した自主行動計画書が改正法の要件を網羅し、住宅設備業界全体の整合性が保たれていることを確認いたしました。つきましては、本計画書を当協会の基本指針として採用いたします。

また、「自主行動計画チェックリスト」の策定については、建産協の資料をベースとしつつ、サッシ業界において特にリスクが高い項目（金型・木型の保管費負担、および物流費の適正化など）に関する独自の「考え方・留意事項」を付加し、より実効性の高い内容としています。

■今後の対応

1. 協会ホームページに掲載

<https://www.jsma.or.jp/about/tabid308.html>

2. セミナーの開催

3. チェックリストによる実態調査



	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
協会HPの公開	●							
総会報告	29日●							
セミナー開催		→				→		
実態調査				→				